

# 令和7年度「板橋区里親委託交流事業」補助金のご案内

## 1. 事業内容

板橋区子ども家庭総合支援センター所長が養育家庭等に委託することを適當と判断した児童（委託候補児童）と、当該児童の委託候補として選定された養育家庭等（候補家庭）が委託前に良好な関係を築くことを目的として実施する交流について、候補家庭に対し費用の一部を補助します。

### 対象となる交流内容

- (1) 委託候補児童が措置されている施設等に訪問し面会する。  
※委託候補児童との引合せのための面会は除く
- (2) 委託候補児童と候補家庭が共に外出をする。
- (3) 委託候補児童が候補家庭宅に外泊をする。

## 2. 交流開始から交付申請・実績報告までの手続き

### (1) 交流

交流の都度、「事業実施報告書（別紙）」に交流実施内容を記載したうえで、委託候補児童が入所している施設等の職員の確認印を必ずもらってください。補助金申請の際に、交流実績確認のため必要となります（詳細は「交流の事業実施報告書について」参照）。

### (2) 委託（又は交流中止）

児童が委託（又は交流中止）となりましたら、申請書及び実績報告書等を提出していただきます。申請方法については、板橋区里親委託交流事業補助金交付要綱の改正後（補助金額の変更後）に、改めてお知らせします。

### (3) 交付申請・実績報告

提出書類を整え、所定の期日までに提出してください。

令和7年度分の申請については、**令和8年4月7日（火）**が最終締切です。締切後の申請は原則受付できませんのでご注意ください。また、年度をまたいで交流が継続する場合も、3月31日までの分を令和7年度分として締切までに申請してください。

### (4) 補助金交付

申請書・実績報告書の内容を板橋区にて審査し、補助金交付条件に適合すると認められた場合に補助金を交付します。

### 3. 補助対象期間

---

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（期間内に実施した交流が対象）

### 4. 補助金額（単価）

---

1児童1日当たり 5,400円

#### 注意点

(1) 1家庭当たりの金額です。候補家庭ご家族そろって交流されてもおひとりで交流されても、金額は同じです。

(2) 1児童当たりの金額です。同時期に2人以上の委託候補児童と交流を行う場合は、  
〔単価×交流日数×交流している委託候補児童数〕で算出した額が補助金額となります。

(3) 宿泊を伴う交流の場合、交流日数は以下の例を参考にしてください。

例：2泊3日の外泊交流を行った ➔ 交流日数 3日

### 5. 担当部署（申請先・問い合わせ先）

---

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

板橋区子ども家庭部 子ども政策課 児童養護推進係

電話：03-3579-2216